



ストレスチェック義務化法が、本年12月1日施行に

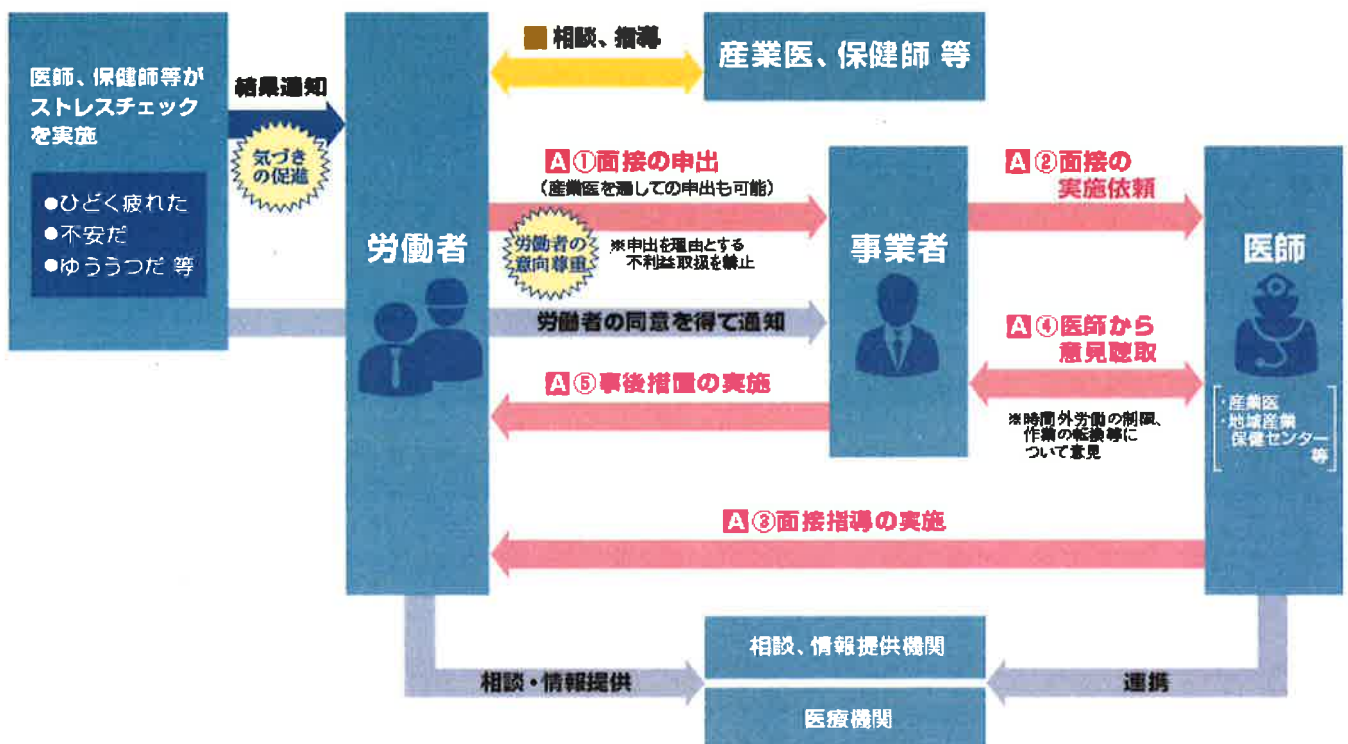
メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的として、従業員数50人以上の全ての事業場にストレスチェックの実施を義務付ける「労働安全衛生法の一部を改正する法案（通称：ストレスチェック義務化法案が平成26年6月19日に国会で可決・成立しました。本法案で規定されるストレスチェック義務化の概要と厚生労働省が出したQ&A（抜粋）をご紹介します。

概要

- ★ 年1回の労働者のストレスチェックを、従業員50人以上の事業場に対して義務付ける。
- ★ ストレスチェックの結果を労働者に通知し、労働者が希望した場合、医師による面接指導を実施する。

注意点：

- ① 一般健康診断と異なり、プライバシー保護の観点より、検査結果は医師または保健師から労働者に直接通知され、労働者の同意を得ずに検査結果を事業者には提供することはできません。（一般健康診断では、健康診断結果は事業者へ通知されます）
- ② 検査結果を通知された労働者が面接指導を申し出たときは、事業者は医師による面接指導を実施しなければなりません。なお、面接指導の申出をしたことを理由に労働者に不利益な取扱いをすることはできません。
- ③ 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮など、適切な就業上の措置をしなければなりません。



- ・労働者はまず医師・保健師等の指導の基づくストレスチェックをうけます。そして、結果が労働者に通知されます。
- ・医師との面接を希望する労働者は、事業所の人事部等に申し出ます (①)。
- ・それを受けて、事業者は医師に面接実施を依頼し (②)、医師は労働者に面接指導を行います (③)。
- ・その後、事業所は医師の意見を聞き (④)、労働者の労働環境改善などを行います (⑤)。
- ・また、ストレスチェックの結果が思わしくない場合は、ストレスチェックを行った医師などが労働者の同意を得て、事業所に通知できることになっています。

Q&A (厚生労働省が出したQ&Aから主要なものを抜粋いたしました。)

- Q ストレスチェック制度により、労働者がうつ病か否かが事業者に把握されてしまうのでしょうか。
- A ストレスチェック制度（ストレスチェック及び面接指導）は、労働者のストレスの程度を把握することにより、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげていく一次予防を主な目的とした制度であり、精神疾患の早期発見を行うことを一義的な目的とした制度ではありません。このため、ストレスチェックの内容も、あくまで労働者のストレスの程度を把握するための内容とする予定であり、精神疾患かどうかを把握する検査内容とすることは想定していません。
- Q 全ての事業場が対象となるのでしょうか？
- A ストレスチェックの実施が義務とされるのは、従業員数50人以上の事業場とされており、これは、産業医の選任義務が課せられている事業場と同じ対象範囲です。なお、従業員数50人未満の事業場については、当分の間、ストレスチェックの実施が努力義務とされています。
- Q 全ての労働者が対象となるのでしょうか？
- A ストレスチェックの対象労働者は、一般健康診断の対象労働者と同じく、常時使用する労働者とする予定です。具体的には、期間の定めのない契約により使用される者（期間の定めのある契約により使用される者の場合は、1年以上使用されることが予定されている者、及び更新によって1年以上使用されている者）であって、その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であれば対象労働者となります。なお、派遣労働者については、一般健康診断と同じく、派遣元事業主において、ストレスチェックを実施していただくこととなります。
- Q 事業者は、希望する労働者にだけストレスチェックを実施すれば良いのでしょうか？
- A 労働者にストレスチェックを受ける義務は課されていませんが、労働者のセルフケアを促進していくためにも、労働者が希望するか否かにかかわらず、事業者は、対象となる労働者全員に、ストレスチェックを受ける機会を提供する必要があります。
- Q 健康診断のように、ストレスチェックの実施を外部機関に委託しても問題ありませんか？
- A 問題ありません。委託により実施する際には、ストレスチェックの結果を実施者から直接労働者に通知する必要があり、労働者の同意なく事業者には通知してはならぬことなどの点にご留意ください。
- Q 現在、健康診断と併せてストレスチェックを実施しているのですが、今後も、健康診断と一緒に実施することは、可能ですか？
- A ストレスチェックと健康診断を同じ機会に併せて実施していただくことは問題ありません。ただし、ストレスチェックの結果については、労働者の同意なく事業者には提供してはならぬこととされており、結果については、健康診断と異なる取扱いをしていただく必要がある点にはご留意ください。
- Q 産業医がストレスチェックを実施することは可能ですか？
- A 可能であり、適切な事後措置や職場環境の改善につなげるためにも、産業医が実施することがむしろ望ましいと考えています。ただし、ストレスチェック制度では、ストレスチェックを実施した医師等は、労働者の同意なく、その結果を事業者には提供してはならないこととされています。産業医がストレスチェックを実施した場合も同様に、労働者の同意なく事業者にはその結果を伝えてはならないこととなりますので、ご留意ください。
- Q なぜ、労働者にストレスチェックを受ける義務を課されなかったのでしょうか？
- A 今回のストレスチェック制度は、労働者のメンタルヘルスに関する情報という、極めて機微性の高いものを取り扱うこと、既にメンタル不調に治療を受けている者にとっては、ストレスチェックを受けなければならないこと自体が精神的負担を与えるおそれもあることから、希望しない労働者にまで一律に義務づけることは適当でないとの御意見を踏まえ、労働者がストレスチェックを受ける義務の規定を設けないこととしたものです。

うつ病等の精神疾患による休職者のための リワーク支援

～職場復帰のための支援を行っています～

相模大野駅前に支援室が開所しました！

<相模大野駅徒歩3分>(^_^)/

利用者・医療関係者・企業の方、お気軽にご相談ください。

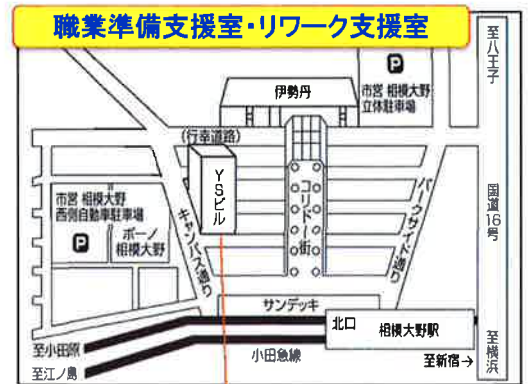
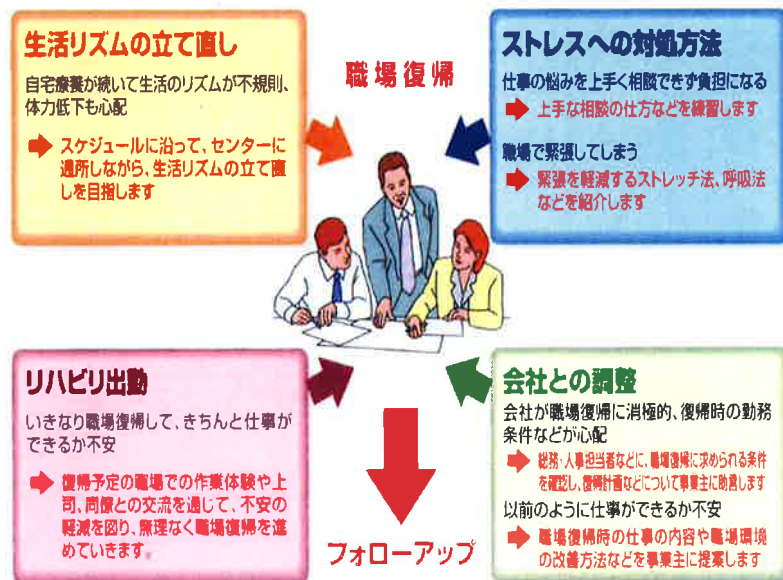
〇リワーク支援 ■対象：うつ病等の精神疾患による休職中の方 ■受講期間：3ヶ月程度

企業および主治医の同意のもと、生活リズムの立て直し、ストレス対処や疲労管理のための各種プログラムを実施しています。

*センターでは、支援対象者・雇用事業主に対する支援を無料で行っています。

*障害者手帳のない方も支援の対象です。

*ただし公務員の方は支援の対象外となります。



【行き方】

- ①相模大野駅中央改札を出る
- ②右手「北口」方向へ進む
- ③エスカレーターを降り、直進
- ④最初の角を左折する。
- ⑤右手側に「YSビル」

<お問い合わせ>



独立行政法人
高年齢・障害・求職者雇用支援機構

神奈川障害者職業センター
(本庁舎)

〒252-0315 神奈川県相模原市南区桜台13-1

TEL 042(745)3131

職業準備支援室・リワーク支援室

〒252-0303

神奈川県相模原市南区相模大野3-13-7

YSビル5F

TEL 042(745)8845

有機溶剤を取り扱う事業者の皆さまへ

平成27年1月1日から 注意事項の掲示の内容が一部変わります (昭和47年労働省告示第123号の一部改正)

有機溶剤中毒予防規則では、事業者は、屋内作業場等で有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、①有機溶剤が人体に及ぼす影響、②取扱上の注意事項、③中毒が発生したときの応急処置など有機溶剤等使用の注意事項について、労働者が見やすい場所に**掲示**しなければなりません。

平成27年1月1日から、有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置に関して、**掲示内容が変わります**ので、ご注意ください。

有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について掲示すべき内容

改正前	改正後
中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。	中毒にかかった者を 横向きに寝かせ、気道を確保した状態* で、身体の保温に努めること。
中毒にかかった者の 頭を低くして横向き又は仰向き に寝かせ、身体の保温に努めること。	中毒にかかった者を 横向きに寝かせ、気道を確保した状態* で、身体の保温に努めること。
中毒にかかった者が意識を失っている場合は、 口中の異物を取り除くこと 。	中毒にかかった者が意識を失っている場合は、 消防機関への通報を行うこと 。
中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、速やかに 人工呼吸を行うこと 。	中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や 正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと 。

※ 回復体位

横向きに寝かせて、できるだけ気道を広げた状態にする。膝を軽く曲げ、下側の腕は体の前に伸ばし、上側の腕を曲げて、その手の甲に顔をのせる。



<改正後の掲示の例>

有機溶剤等使用の注意事項

一 有機溶剤の人体に及ぼす作用
主な症状

- (1) 頭痛
- (2) けん怠感
- (3) めまい
- (4) 貧血
- (5) 肝臓障害

二 有機溶剤等の取扱以上の注意事項

- (1) 有機溶剤を入れた容器で使用
でないものには、必ず、ふたを
すること
- (2) 当日の作業に直接必要のある量
以外の有機溶剤等作業場内へ
持ち込まないこと
- (3) できるだけ風上で作業を行い、
有機溶剤の蒸気の吸入をさける
こと
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に
ふれないようにすること

三 有機溶剤による中毒が発生したときの
応急処置

- (1) 中毒にかかった者を直ちに通風
のよい場所に移し、速やかに
衛生管理者その他の衛生管理を
担当する者に連絡すること
- (2) 中毒にかかった者を横向きに
寝かせ、できるだけ気道を確保
した状態で身体の保温に努める
こと
- (3) 中毒にかかった者が意識を
失っている場合は、消防機関へ
の通報を行うこと
- (4) 中毒にかかった者の呼吸が
止まった場合や正常でない場合
は、速やかに仰向きにして
心肺蘇生を行うこと

独立行政法人 労働者健康福祉機構
 神奈川県産業保健総合支援センター
 〒221-0835
 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階
 電話:045-410-1160 FAX:045-410-1161
 URL: http://www.sanpo-kanagawa.jp

ご利用いただける日時

● 休日を除く毎日/ 午前8時30分~午後5時15分

休 日 ● 毎土・日曜日及び祝日 ● 年末年始

● 事業内容その他の詳細につきましては、当センターまでお問い合わせ下さい。